

(参考)

## 知多南部広域環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に関する環境影響評価の経緯及び今後の対応

### 1 計画概要

- (1) 都市計画決定権者  
武豊町
- (2) 事業者  
知多南部広域環境組合
- (3) 事業実施想定区域の位置  
知多郡武豊町字一号地地内
- (4) 事業規模  
処理能力 283t/日

### 2 経緯

平成26年10月	1日	計画段階環境配慮書の案の公告・縦覧（～10月30日）
	11月6日	住民意見の都市計画決定権者（武豊町）への提出期限
	12月19日	計画段階環境配慮書の県への送付
平成27年	1月7日	愛知県環境影響評価審査会への諮問
	1月30日	愛知県環境影響評価審査会知多南部ごみ処理施設部会（第1回）
	2月23日	愛知県環境影響評価審査会知多南部ごみ処理施設部会（第2回）
	3月3日	愛知県環境影響評価審査会からの答申
	3月9日	計画段階環境配慮書に対する知事意見の通知

### 3 今後の対応

都市計画決定権者（武豊町）は、知事意見を踏まえ、事業計画を策定し、環境影響評価方法書を作成することになります。

#### (参考)

計画段階環境配慮書の手続とは、事業計画を立案する段階を対象として、重大な環境への影響をあらかじめ回避、低減するため、事業の位置や規模などの複数の案を示して、環境の保全のために配慮しなければならない事項を検討する手続です。

なお、本手続は、愛知県環境影響評価条例に規定する手続であり、平成25年4月の条例改正により新たに創設された制度です。